

放置駐車の確認事務の委託の手續等に関する事務取扱要領 の制定について

(平成 17 年 9 月 16 日例規交指第 54 号)

放置駐車の確認事務を民間に委託するに当たって、当該委託に係る事務を適正に行うため、別添のとおり「放置駐車の確認事務の委託の手續等に関する事務取扱要領」を定めたので通達する。

別添

放置駐車の確認事務の委託の手續等に関する事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、放置駐車の確認事務の委託の手續等に関する事務等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 準拠

放置駐車の確認事務の委託の手續等に関する事務については、次に掲げる法令等その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

- 1 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）
- 2 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成 16 年国家公安委員会規則第 23 号。以下「規則」という。）
- 3 放置駐車の確認事務の委託の手續等に関する規程（平成 17 年県公委規程第 10 号。以下「規程」という。）

第 3 登録又は登録の更新

1 署における登録申請書の受理

- (1) 署長は、登録（登録更新）申請書（規程様式第 1 号）の提出を受けた場合には、当該登録（登録更新）申請書の記載内容並びに規程第 2 条第 2 号及び第 3 号に掲げる添付書類の有無等を確認した上で、これを受理するものとする。
- (2) 署長は、前記(1)の規定により登録（登録更新）申請書を受理したときは、申請（申込）書受理報告書（様式第 1 号）に、登録（登録更新）申請書及び添付書類を添付して、速やかに県本部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）に報告するものとする。この場合においては、登録申請書等受理簿（様式第 2 号）に必要事項を記載し、受理状況を明らかにしておくものとする。

2 県本部における登録申請書の受理

交通指導課長は、登録（登録更新）申請書の提出を受けた場合には、前記 1(1)の規定に準じてこれを受理するものとする。

3 調査

交通指導課長は、前記 1(2)の規定により報告を受け、又は前記 2 の規定により登録（登録更新）申請書を受理したときは、当該申請をした法人（以下「申請法人」と

いう。)の役員が法第51条の8第3項第2号イからへまでのいずれかに該当するか否かについて調査するものとする。

4 登録の可否の決定

交通指導課長は、前記3の規定による調査結果により、登録の可否を決定するものとし、当該申請法人を登録するときは、登録簿(規程様式第6号)に必要事項を記載するものとする。

5 申請法人に対する通知

交通指導課長は、申請法人に対し、登録するときにあっては登録(更新)通知書(規程様式第7号)を、登録しないときにあっては登録(更新)申請に関する通知書(規程様式第8号)を次に定めるところにより交付するものとする。

(1) 署において申請書を受理した場合

ア 交通指導課長は、当該登録(登録更新)申請書を受理した署長に対し、交付嘱託書(様式第3号)により、登録(更新)通知書又は登録(更新)申請に関する通知書(以下「登録(更新)通知書等」という。)を送付する。

イ 交付嘱託書の送付を受けた署長は、申請法人に対し、直ちに登録(更新)通知書等を交付する。この場合において、当該登録(更新)通知書等を受領する者の身分を確認の上、受領書(様式第4号)に氏名等の記載を求めるものとする。

ウ 署長は、前記イの規定により交付したときは、登録申請書等受理簿に必要事項を追記するとともに、交付嘱託書の嘱託回答書欄に交付年月日を記載し、交通指導課長に返送する。

(2) 県本部において申請書を受理した場合

交通指導課長は、申請者に対し、登録(更新)通知書等を交付する。この場合において、当該登録(更新)通知書等を受領する者の身分を確認の上、受領書に氏名等の記載を求めるものとする。

6 登録事項変更届出

前記1から4までの規定は、規程第4条の2に規定する登録事項の変更の届出に準用する。この場合において、届出は登録事項変更届出書(規程様式第9号)によることとし、調査は変更部分に限ることができる。

第4 適合命令

1 県本部への報告

署長は、第3の規定により登録を受けた法人(以下「駐車登録法人」という。)が法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、駐車登録法人調査報告書(様式第5号)に疎明資料を添付して、交通指導課長に報告するものとする。

2 適合命令の決定

(1) 交通指導課長は、前記1の規定により報告を受けたときは、当該駐車登録法人に適合命令を発することが適正であるか否かを審査した上、適合命令の可否に関し、交通部長の決裁を受けるものとする。

(2) 交通指導課長は、前記(1)の規定により適合命令を発する旨の決裁を受けたときは、前記1の規定による報告をした署長に対し、交付嘱託書により適合命令書（規程様式第10号）を送付するとともに、適合命令簿（様式第6号）にその旨を記載するものとする。

なお、適合命令を発しないときは、前記1の規定により報告をした署長に対し、その旨連絡するものとする。

3 適合命令書の交付

(1) 署長は、前記2の規定により適合命令書の送付を受けたときは、速やかに、当該駐車登録法人に対して適合命令書を交付するものとする。この場合において、当該適合命令書を受領する者の身分を確認の上、受領書に氏名等の記載を求めるものとする。

(2) 署長は、前記(1)の規定により交付したときは、交付嘱託書の嘱託回答書欄に交付年月日を記載し、交通指導課長に返送するものとする。

第5 登録の取消し

1 県本部への報告

署長は、駐車登録法人が法第51条の10各号に掲げるいずれかに該当する事実を認知したときは、登録不適合事由報告書（様式第7号）に疎明資料を添付して、交通指導課長に報告するものとする。

2 聴聞及び取消しの決定

(1) 交通指導課長は、前記1の規定により報告を受けたときは、当該駐車登録法人の登録を取り消すことが適正であるか否かを審査するものとする。この場合において、登録を取り消そうとするときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）に定めるところにより、当該駐車登録法人の代表者に対し、聴聞を行うものとする。

(2) 交通指導課長は、前記(1)の聴聞の結果を踏まえ、登録の取消しの可否に関し、公安委員会の決裁を受けるものとする。

(3) 交通指導課長は、前記(2)の場合において、登録を取り消す旨の決裁を受けたときは、前記1の規定により報告をした署長に対し、交付嘱託書により登録取消処分通知書（規程様式第11号）を送付するとともに、登録簿の備考欄にその旨を記載するものとする。

なお、登録を取り消さないときは、前記1の規定により報告をした署長に対し、その旨連絡するものとする。

3 登録の取消しの通知

- (1) 署長は、前記2(3)の規定により登録取消処分通知書の送付を受けたときは、速やかに、当該駐車登録法人に対してこれを交付するものとする。この場合において、当該登録取消処分通知書を受領する者の身分を確認の上、受領書に氏名等の記載を求めるものとする。
- (2) 署長は、前記(1)の規定により交付したときは、交付嘱託書の嘱託回答書欄に交付年月日を記載し、交通指導課長に返送するものとする。

4 警察庁、警視庁及び各道府県警察への通報

省略

第6 報告及び検査

1 報告及び検査の範囲

交通指導課長及び署長は、法第51条の11第1項の規定による報告及び検査を行うに当たっては、法第51条の8から第51条の10までの規定に基づく事務を適正に執行するため必要であるか否かを検討してこれを行うものとする。この場合において、駐車登録法人から報告をさせることにより目的が達成できるときは、これによるものとする。

2 立入検査の事由

立入検査は、次に掲げる場合において、駐車登録法人から報告をさせるだけでは法の目的を達成できないと認めるときに行うものとする。

- (1) 放置車両確認事務の登録法人として新たに登録をしたとき。
- (2) 放置車両確認事務の登録法人として登録を更新したとき。
- (3) 放置車両確認事務の登録法人として登録事項を変更したとき。
- (4) 放置車両確認機関として新たに確認事務を委託したとき。
- (5) 法第51条の8第3項各号のいずれかに該当し、又は同条第4項各号のいずれかに適合しなくなったと疑うに足りる理由があるとき。
- (6) 法第51条の9の規定により適合命令を行った場合において、その後の状況を確認するとき。
- (7) その他交通指導課長又は署長が必要と認めるとき。

3 立入検査実施者の指定

交通指導課長及び署長は、立入検査を実施するときは、自所属の職員（署にあっては、原則として交通（地域交通）課員）の中から立入検査を行う者（以下「立入検査実施者」という。）を指名するものとする。

4 身分証明書の携帯

法第51条の11第2項の身分を示す証票は、警察手帳又は交通巡視員手帳とする。

5 立入検査等の実施結果報告

署長は、報告をさせ、又は立入検査を実施したときは、その結果を立入検査等実施結果報告書（様式第9号）により、交通指導課長に報告するものとする。

第7 駐車監視員資格者講習

1 講習責任者等

- (1) 規程第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習（以下「資格者講習」という。）の円滑かつ効果的な運用を図るため、県本部交通指導課に講習責任者及び講習担当者を置くものとする。
- (2) 講習責任者は、警部以上の階級にある警察官の中から交通指導課長が指名する者をもって充て、次に掲げる事務を行うものとする。
 - ア 資格者講習の計画の作成及び公示に関すること。
 - イ 資格者講習の実施の管理に関すること。
 - ウ 規程第9条第2項に規定する修了考査の可否の判定に関すること。
 - エ 警察庁並びに警視庁及び他の道府県警察との連絡調整に関すること。
- (3) 講習担当者は、次に掲げる要件に該当する者の中から交通指導課長が指名する者をもって充てる。
 - ア 巡査部長以上の階級にある警察官又はこれと同等の職格にある警察行政職員であること。
 - イ 放置車両の確認等に関する技能及び知識を有している者であること。
- (4) 講習担当者は、資格者講習全般について講習責任者の指揮を受け、資格者講習の実施に当たるものとする。

2 講習計画の作成

講習責任者は、資格者講習計画作成基準（別表第1）により、規程第9条第1項に規定する講習の計画（以下「講習計画」という。）を作成するものとする。

3 修了考査の問題作成等

- (1) 講習責任者は、出題配分基準（別表第2）により修了考査の問題（以下「問題」という。）を作成するものとする。
- (2) 講習責任者は、問題を施錠のできるロッカー等に保管し、職務上これを取り扱う者以外の者にその内容を知られることのないように適正に管理するものとする。

4 署における資格者講習申込書の受理

- (1) 署長は、駐車監視員資格者講習受講申込書（規程様式第12号。以下「申込書」という。）の提出を受けた場合には、当該申込書の記載内容を確認した上で、これを受理するとともに、駐車監視員資格者講習受講票（様式第10号。以下「受講票」という。）を交付するものとする。
- (2) 署長は、前記(1)の規定により申込書を受理したときは、申請（申込）書受理報告書に、提出を受けた申込書を添付して、速やかに交通指導課長に報告するものとする。この場合において、講習等受理簿（様式第11号）に必要事項を記載し、受理状況を明らかにしておくものとする。

5 県本部における申込書の受理

交通指導課長は、申込書の提出を受けた場合には、前記 4(1)の規定に準じてこれを受理するものとする。

6 駐車監視員資格者講習受講者名簿の作成

交通指導課長は、前記 4(2)の規定により報告を受け、又は前記 5 の規定により申込書を受理したときは、駐車監視員資格者講習受講者名簿（様式第 12 号）に必要事項を記載するものとする。

7 資格者講習の受付

講習担当者は、資格者講習の受付に当たっては、受講票を提示させ、申込者本人であるか否かを確認の上、受講票に検印するものとする。

8 講習の実施方法

講習担当者は、前記 2 の規定により作成した講習計画により、講習を行うものとする。

9 修了考査の実施方法

- (1) 講習担当者は、修了考査の実施に当たっては、あらかじめ受講者の席次を指定し、修了（認定）考査答案用紙（様式第 13 号）を配布しておくものとする。
- (2) 講習担当者は、次に掲げる措置をとった上で、修了考査を開始するものとする。
 - ア 修了考査の方法及び注意事項等を説明すること。
 - イ 修了考査の終了時刻を告げること。
- (3) 講習担当者は、修了考査を開始してから 15 分を経過したときは、正当な理由があると認める場合を除き、これ以降受講者が修了考査の実施場所に入ることを認めてはならない。
- (4) 講習担当者は、修了考査を開始してから 30 分を経過しないときは、正当な理由があると認める場合を除き、受講者が修了考査の実施場所から退出することを認めてはならない。
- (5) 講習担当者は、修了考査を実施するに当たり、不正行為の防止に努めなければならない。
- (6) 講習担当者は、修了考査を実施している間に不正行為を行った者を発見したときは、直ちにその者に対して不合格である旨を口頭で伝え、修了考査の実施場所から退出させるものとする。この場合において、講習担当者は次に掲げる事項を交通指導課長に速報するとともに、駐車監視員資格者講習受講者名簿の特記事項欄にその旨記載するものとする。
 - ア 修了考査の実施年月日及び場所
 - イ 本籍（外国人にあっては国籍）、住所、氏名及び生年月日
 - ウ 受講番号
 - エ 不正行為の概要

- (7) 講習担当者は、修了考査の終了時刻に至ったときは、問題及び答案用紙を回収し、部数等を確認した上で、受講者を退出させるものとする。

10 再修了考査の実施

- (1) 交通指導課長は、受講者から規程第9条第3項に規定する事情等が発生したため同項に基づく修了考査（以下「再修了考査」という。）を受けたい旨の申出があったときは、当該事情等を証明する書類を提出させるものとする。
- (2) 交通指導課長は、前記(1)の規定により提出を受けた書類の審査をし、再修了考査の実施の可否について決定するものとする。
- (3) 交通指導課長は、再修了考査を実施することとしたときは、あらかじめ実施日時・場所を指定した上で、前記9に規定する修了考査の実施方法に準じて行うものとする。

11 修了考査の合否判定等

- (1) 講習責任者は、修了考査が終了したときは、速やかに採点を行うものとする。
- (2) 採点は、講習責任者及び講習担当者が重複して行うものとする。
- (3) 講習責任者は、採点が終了したときは、規程第9条第4項及び第6項に定める修了考査の合格基準により、修了考査の合否を判定するものとする。
- (4) 講習責任者は、合否を判定したときは、合格した者の受講番号を口頭又は掲示により発表するものとする。

12 修了証明書の交付

- (1) 交通指導課長は、資格者講習が終了したときは、駐車監視員資格者講習受講者名簿に修了考査の結果を記載するとともに、修了考査に合格した者に対しては駐車監視員資格者講習修了証明書（規則別記様式第1号。以下「修了証明書」という。）を交付するものとする。
- (2) 交通指導課長は、前記(1)の規定により修了証明書を交付したときは、駐車監視員資格者講習修了証明書交付者名簿（様式第14号。以下「修了証明書交付者名簿」という。）に必要事項を記載し、交付状況を明らかにしておくものとする。

13 関係書類の処理

省略

第8 駐車監視員資格の認定

1 認定考査責任者等

第7の1及び3の規定は、規程第10条第2項に規定する認定考査の責任者の指定、問題作成等について準用する。この場合において、これらの規定中「資格者講習」及び「修了考査」とあるのは「認定考査」と、「講習責任者」とあるのは「認定考査責任者」と、「講習担当者」とあるのは「認定考査担当者」と、第7の1(1)中「規程第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習（以下「資格者講習」という。）」とあるのは「規程第10条第2項に規定する認定考査」と、第7の1(2)ウ中「規程第9

条第2項に規定する「修了考査」とあるのは「規程第11条において読み替えて準用する規程第9条第4項に規定する認定考査」と読み替えるものとする。

2 署における認定申請書の受理

- (1) 署長は、認定申請書（規程様式第13号）の提出を受けた場合には、当該認定申請書の記載内容及び規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面が添付されていることを確認した上で、これを受理するものとする。
- (2) 署長は、前記(1)の規定により認定申請書を受理したときは、申請（申込）書受理報告書に、提出を受けた認定申請書及び添付書類を添付して、速やかに交通指導課長に報告するものとする。この場合において、講習等受理簿に必要事項を記載し、受理状況を明らかにしておくものとする。

3 県本部における認定申請書の受理

交通指導課長は、認定申請書の提出を受けたときは、前記2(1)の規定に準じてこれを受理するものとする。

4 駐車監視員資格者認定考査受検票の送付

- (1) 交通指導課長は、前記2(2)の規定により認定報告を受け、又は前記3の規定により認定申請書を受理したときは、添付書類により、申請者が規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であるか否かを審査するものとする。
- (2) 交通指導課長は、前記(1)の規定による審査により、申請者が規則第10条第1号各号のいずれかに該当する者であると認めたときは、認定申請者名簿（様式第15号）に必要事項を記載するとともに、駐車監視員資格者認定考査受検票（様式第16号。以下「受検票」という。）を申請者に送付するものとする。
- (3) 交通指導課長は、前記(1)の規定による審査により、申請者が規則第10条第1項各号のいずれにも該当しない者であると認めたときは、認定に関する通知書（規程様式第14号）を次に定めるところにより交付するとともに、認定申請者名簿の特記事項欄に必要事項を記載するものとする。

ア 署において申請書を受理した場合

- (ア) 交通指導課長は、当該認定申請書を受理した署長に対し、交付囑託書とともに認定に関する通知書を送付する。
- (イ) 交付囑託書の送付を受けた署長は、申請者に対し、認定に関する通知書を交付する。この場合において、当該認定に関する通知書を受領する者の身分を確認の上、受領書に氏名等の記載を求めるものとする。
- (ウ) 署長は、前記(イ)の規定により交付したときは、交付囑託書の囑託回答書欄に交付年月日を記載し、交通指導課長に返送する。

イ 県本部において申請書を受理した場合

交通指導課長は、申請者に対し、認定に関する通知書を交付する。この場合において、当該認定に関する通知書を受領する者の身分を確認の上、受領書に氏名等の記載を求めるものとする。

5 認定考査の実施等

第7の7、9及び11から13までの規定は、認定考査の実施、合否判定等について準用する。この場合において、これらの規定中「資格者講習」及び「修了考査」とあるのは「認定考査」と、「講習担当者」とあるのは「認定考査担当者」と、「受講票」とあるのは「受検票」と、「受講者」とあるのは「受検者」と、「駐車監視員資格者講習受講者名簿」とあるのは「認定申請者名簿」と、「講習責任者」とあるのは「認定考査責任者」と、「修了証明書」とあるのは「認定書」と、第7の7中「申込者」とあるのは「申請者」と、第7の11(3)中「規程第9条第4項及び第6項」とあるのは「規程第11条において読み替えて準用する規程第9条第4項及び第6項」と、第7の12(1)中「駐車監視員資格者講習修了証明書（規則別記様式第1号。以下「修了証明書」という。）」とあるのは「認定書（規則別記様式第2号）」と、第7の12(2)中「駐車監視員資格者講習修了証明書交付者名簿（様式第14号。以下「修了証明書交付者名簿」という。）」とあるのは「認定書交付者名簿（様式第17号）」と読み替えるものとする。

第9 修了証明書等の再交付

1 署における再交付申請書の受理

- (1) 署長は、駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書（規程様式第15号。以下「修了証明書等再交付申請書」という。）の提出を受けた場合には、当該修了証明書等再交付申請書の記載内容を確認した上で、これを受理するものとする。
- (2) 署長は、前記(1)の規定により修了証明書等再交付申請書を受理したときは、申請（申込）書受理報告書に、提出を受けた修了証明書等再交付申請書を添付して、速やかに交通指導課長に報告するものとする。

2 県本部における再交付申請書の受理

交通指導課長は、修了証明書等再交付申請書の提出を受けたときは、前記1(1)の規定に準じてこれを受理するものとする。

3 再交付の可否の決定

交通指導課長は、前記1(2)の規定により報告を受け、又は前記2の規定により修了証明書等再交付申請書を受理したときは、当該申請者に修了証明書又は認定書（以下「修了証明書等」という。）を再交付することが適正であるか否かを審査した上、再交付の可否に関して決定するものとする。

4 修了証明書等の申請者への再交付

交通指導課長は、申請者に対し、修了証明書等を再交付するときにあっては再交付する修了証明書等を、再交付しないときにあっては再交付申請結果通知書（規程様式第16号）を次に定めるところにより交付するものとする。この場合において、修了証明書等を再交付するときは、修了証明書交付者名簿又は認定書交付者名簿の特記事項欄に再交付する旨及びその年月日を記載するものとする。

(1) 署において申請書を受付した場合

ア 交通指導課長は、当該修了証明書等再交付申請書を受付した署長に対し、交付嘱託書とともに、再交付した修了証明書等又は再交付申請結果通知書（以下「再交付修了証明書等」という。）を送付する。

イ 交付嘱託書の送付を受けた署長は、申請者に対し、再交付修了証明書等を交付する。この場合において、当該再交付修了証明書等を受領する者の身分を確認の上、受領書に氏名等の記載を求めるものとする。

ウ 署長は、前記イの規定により交付したときは、交付嘱託書の嘱託回答書欄に交付年月日を記載し、交通指導課長に返送する。

(2) 県本部において申請書を受付した場合

交通指導課長は、申請者に対し、再交付修了証明書等を交付する。この場合において、当該再交付修了証明書等を受領する者の身分を確認の上、受領書に氏名等の記載を求めるものとする。

第10 駐車監視員資格者証の交付

1 署における駐車監視員資格者証交付申請書の受理

(1) 署長は、駐車監視員資格者証交付申請書（規程様式第17号）の提出を受けた場合には、当該駐車監視員資格者証交付申請書の記載内容及び規程第13条第1項各号に掲げる添付書類の有無等を確認した上で、これを受理するものとする。

(2) 署長は、前記(1)の規定により駐車監視員資格者証交付申請書を受付したときは、申請（申込）書受理報告書に、提出を受けた駐車監視員資格者証交付申請書及び添付書類を添えて、速やかに交通指導課長に報告するものとする。この場合においては、資格者証申請受理簿（様式第18号）に必要事項を記載し、受理状況を明らかにしておくものとする。

2 県本部における駐車監視員資格者証交付申請書の受理

交通指導課長は、駐車監視員資格者証交付申請書の提出を受けた場合には、前記1(1)の規定に準じてこれを受理するものとする。この場合において、資格者証申請受理簿に必要事項を記載し、受理状況を明らかにしておくものとする。

3 調査

交通指導課長は、前記1(2)の規定により報告を受け、又は前記2の規定により駐車監視員資格者証交付申請書を受付したときは、当該申請者が法第51条の8第3項第2号イからへまでのいずれかに該当するか否かについて調査するものとする。

4 交付の可否の決定

交通指導課長は、前記3の規定による調査結果により、当該申請者に駐車監視員資格者証を交付することが適正であるか否かを審査した上、交付の可否に関して決定するものとする。

5 駐車監視員資格者証の申請者への交付

交通指導課長は、申請者に対し、駐車監視員資格者証を交付するときにあつては駐車監視員資格者証（規則別記様式第3号）を、交付しないときにあつては駐車監視員資格者証交付に関する通知書（規程様式第19号）を次に定めるところにより交付するものとする。この場合において、駐車監視員資格者証を交付するときは、駐車監視員資格者証交付者名簿（様式第19号）に必要事項を記載するものとする。

(1) 署において申請書を受理した場合

ア 交通指導課長は、当該駐車監視員資格者証交付申請書を受理した署長に対し、交付嘱託書とともに、駐車監視員資格者証又は駐車監視員資格者証交付に関する通知書（以下「駐車監視員資格者証等」という。）を送付する。

イ 交付嘱託書の送付を受けた署長は、申請者に対し、駐車監視員資格者証等を交付する。この場合において、当該駐車監視員資格者証等を受領する者の身分を確認の上、受領書に氏名等の記載を求めるものとする。

ウ 署長は、前記イの規定により交付したときは、資格者証申請受理簿に必要事項を記載するとともに、交付嘱託書の嘱託回答書欄に交付年月日を記載し、交通指導課長に返送する。

(2) 県本部において申請書を受理した場合

ア 交通指導課長は、申請者に対し、駐車監視員資格者証等を交付する。この場合において、当該駐車監視員資格者証等を受領する者の身分を確認の上、受領書に氏名等の記載を求めるものとする。

イ 交通指導課長は、前記アの規定により交付したときは、資格者証申請受理簿に必要事項を記載する。

第11 駐車監視員資格者証の書換え交付

1 署における書換え交付申請書の受理

(1) 署長は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書（規程様式第20号）及び書換への事実を証する書類の提出を受けた場合には、当該駐車監視員資格者証書換え交付申請書の記載内容を確認した上で、これを受理するものとする。

(2) 署長は、前記(1)の規定により駐車監視員資格者証書換え交付申請書を受理したときは、申請（申込）書受理報告書に、提出を受けた駐車監視員資格者証書換え交付申請書及び必要書類を添付して、速やかに交通指導課長に報告するものとする。

2 県本部における駐車監視員資格者証書換え交付申請書の受理

交通指導課長は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書の提出を受けたときは、前記1(1)の規定に準じてこれを受理するものとする。

3 交付の可否の決定

交通指導課長は、前記1(2)の規定により報告を受け、又は前記2の規定により駐車監視員資格者証書換え交付申請書を受理したときは、駐車監視員資格者証を書換え交付することが適正であるか否かを審査した上、書換え交付の可否に関して決定するものとする。

4 申請者への交付及び書き換える前の駐車監視員資格者証の返納

交通指導課長は、申請者に対し、駐車監視員資格者証を書換え交付するときにあつては当該申請に係る記載事項を書き換えた駐車監視員資格者証を、書換え交付しないときにあつては駐車監視員資格者証書換え交付に関する通知書（規程様式第21号）を次に定めるところにより交付するものとする。この場合において、駐車監視員資格者証を書換え交付するときは、駐車監視員資格者証交付者名簿の特記事項欄に書換え交付した旨及びその年月日を記載するものとする。

(1) 署において申請書を受理した場合

ア 交通指導課長は、当該駐車監視員資格者証書換え交付申請書を受理した署長に対し、交付囑託書とともに、当該申請に係る記載事項を書き換えた駐車監視員資格者証又は駐車監視員資格者証書換え交付に関する通知書（以下「書き換えた駐車監視員資格者証等」という。）を送付する。

イ 交付囑託書の送付を受けた署長は、申請者に対し、書き換えた駐車監視員資格者証等を交付する。この場合において、当該書き換えた駐車監視員資格者証等を受領する者の身分を確認の上、受領書に氏名等の記載を求めるものとする。

なお、書換え交付するときにあつては、書き換える前の駐車監視員資格者証を併せて返納させるものとする。

ウ 署長は、前記イの規定により交付したときは、交付囑託書の囑託回答書欄に交付年月日を記載し、交通指導課長に返送する。

(2) 県本部において申請書を受理した場合

交通指導課長は、申請者に対し、書き換えた駐車監視員資格者証等を交付する。この場合において、当該書き換えた駐車監視員資格者証等を受領する者の身分を確認の上、受領書に氏名等の記載を求めるものとする。

なお、書換え交付するときにあつては、書き換える前の駐車監視員資格者証を併せて返納させるものとする。

5 駐車監視員資格者証の廃棄

交通指導課長及び署長は、前記4の規定により書き換える前の駐車監視員資格者証の返納を受けたときは、速やかにこれを廃棄するものとする。

第12 駐車監視員資格者証の再交付

1 署における再交付申請書の受理

- (1) 署長は、駐車監視員資格者証再交付申請書（規程様式第 22 号）の提出を受けた場合には、当該駐車監視員資格者証再交付申請書の記載内容を確認した上で、これを受理するものとする。
- (2) 署長は、前記(1)の規定により駐車監視員資格者証再交付申請書を受理したときは、申請（申込）書受理報告書に、提出された駐車監視員資格者証再交付申請書及び必要書類を添付して、速やかに交通指導課長に報告するものとする。

2 県本部における再交付申請書の受理

交通指導課長は、駐車監視員資格者証再交付申請書の提出を受けたときは、前記 1(1)の規定に準じてこれを受理するものとする。

3 再交付の可否の決定

交通指導課長は、前記 1(2)の規定により報告を受け、又は前記 2 の規定により駐車監視員資格者証再交付申請書を受理したときは、当該申請者に駐車監視員資格者証を再交付することが適正であるか否かを審査した上、再交付の可否に関して決定するものとする。

4 駐車監視員資格者証の申請者への再交付

交通指導課長は、申請者に対し、駐車監視員資格者証を再交付するときにあつては当該申請に係る駐車監視員資格者証を、再交付しないときにあつては駐車監視員資格者証再交付に関する通知書（規程様式第 23 号）を次に定めるところにより交付するものとする。この場合において、駐車監視員資格者証を再交付するときは、駐車監視員資格者証交付者名簿の特記事項欄に再交付した旨及びその年月日を記載するものとする。

(1) 署において申請書を受理した場合

- ア 交通指導課長は、当該駐車監視員資格者証再交付申請書を受理した署長に対し、交付嘱託書とともに、当該申請に係る駐車監視員資格者証又は駐車監視員資格者証再交付に関する通知書（以下「再交付した駐車監視員資格者証等」という。）を送付する。
- イ 交付嘱託書の送付を受けた署長は、申請者に対し再交付した駐車監視員資格者証等を交付する。この場合において、当該再交付した駐車監視員資格者証等を受領する者の身分を確認の上、受領書に氏名等の記載を求めるものとする。
- ウ 署長は、前記イの規定により交付したときは、交付嘱託書の嘱託回答書欄に交付年月日を記載し、交通指導課長に返送する。

(2) 県本部において申請書を受理した場合

交通指導課長は、申請者に対し、当該再交付した駐車監視員資格者証等を交付する。この場合において、当該再交付した駐車監視員資格者証等を受領する者の身分を確認の上、受領書に氏名等の記載を求めるものとする。

第 13 駐車監視員資格者証の返納命令

1 県本部への報告

署長は、駐車監視員資格者証の交付を受けた者が、法第 51 条の 13 第 2 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車監視員資格者調査報告書（様式第 20 号）に疎明資料を添えて、交通指導課長に報告するものとする。

2 返納命令の決定及び聴聞

(1) 交通指導課長は、前記 1 の規定より報告を受けたときは、当該報告に係る駐車監視員資格者に資格者証を返納させることが適正であるか否かを審査するものとする。この場合において、返納させようとするときは、聴聞規則に定めるところにより、当該交付を受けた者に対し、聴聞を行うものとする。

(2) 交通指導課長は、前記(1)の聴聞の結果を踏まえ、返納命令の可否に関し、公安委員会の決裁を受けるものとする。

(3) 交通指導課長は、前記(2)の規定により返納命令を発する決裁を受けたときは、前記 1 の規定による報告をした署長に対し、交付嘱託書により駐車監視員資格者証返納命令書（規程様式第 24 号）を送付するものとする。

なお、返納命令を発しないときは、前記 1 の規定により報告をした署長に対し、その旨連絡するものとする。

3 返納命令書の通知

(1) 署長は、前記 2(3)の規定により交通指導課長から駐車監視員資格者証返納命令書の送付を受けたときは、直ちに当該駐車監視員資格者に対しこれを交付するとともに、駐車監視員資格者証の返納を求めるものとする。

(2) 署長は、前記(1)の場合において、駐車監視員資格者証の返納を受けたときは、交付嘱託書の嘱託回答書欄に交付年月日を記載したものとともに、速やかに交通指導課長に送付するものとする。

4 駐車監視員資格者証の廃棄

交通指導課長は、前記 3(2)の規定により駐車監視員資格者証の返納を受けたときは、駐車監視員資格者証交付者名簿の特記事項欄に返納させた旨及びその年月日を記載するとともに、速やかにこれを廃棄するものとする。

5 警察庁、警視庁及び各道府県警察への通報

省略

第 14 照会

交通指導課長は、放置駐車の確認事務の委託の手續等に関し調査する場合には、次に掲げる書類により関係機関へ照会すること。

(1) 身上照会書（様式第 22 号）

(2) 身上照会回答書（様式第 23 号）

(3) 前科照会書（様式第 24 号）

(4) 前科回答書 (様式第 25 号)